

## 地域再生計画

### 1 地域再生計画の名称

美幌町まち・ひと・しごと創生推進計画

### 2 地域再生計画の作成主体の名称

北海道網走郡美幌町

### 3 地域再生計画の区域

北海道網走郡美幌町の全域

### 4 地域再生計画の目標

#### 4-1 地域の現状

美幌町は、北海道の東部、オホーツク管内のほぼ中央部に位置し、女満別空港が近く、石北本線や国道4路線、道道6路線が縦横断する道東の交通の要衝となっています。面積は438.41km<sup>2</sup>、人口は約19,000人で、気象はオホーツク海沿岸と北見内陸地帯の中間に位置することから、オホーツク海流、海霧、流水の影響を受け、冬は-20度前後、夏は30度前後になることもあるなど、寒暖の差が大きくなっていますが、降水量は年平均700ミリメートルと少なく、国内でも有数の日照率の高さを誇っています。

主な産業は農業で、小麦、てん菜、馬鈴しょ、玉ねぎなどが主に生産され、これらの農産物を原料とする加工業も多くあります。また、美幌町には、海軍航空隊時代から歴史がある陸上自衛隊美幌駐屯地が存置し、災害派遣活動などにより地域と密接な関係を築いています。

#### 4-2 地域の課題

日本で2008年（平成20）に始まった人口減少は、本町においては1985年（昭和60）から既に始まっていました。1985年の26,686人をピークに減少しており、20,296人（2015年国勢調査結果）まで落ち込んでいます。国立社会保障・人口問題研究所によりますと、2040年には11,941人となり、2010年比で総人口が約55%となる見込みです。この減少傾向は、死亡数が出生数を上回る自然減と、転

出者数が転入者数を上回る社会減の状況が続いていることが原因となっています。

総人口の推移に影響を与える自然増減については、2008～2012年（平成20～24）の合計特殊出生率の平均が「1.64」となっており、全国及び北海道平均と比べて高い水準を保っていますが、2004年（平成16年）以降、出産可能年齢人口が減少するとともに高齢化が進む中で、出生数が死亡数を下回る自然減に転じ、その差は年々拡大しています。

社会増減については、1980年（昭和55）から2018年（平成30）に至るまで、転出超過の状況が続いています。年齢階級別の人口移動では、50代、60代において転入超過がわずかにあるものの、10代から20代における転出超過が著しいことから、総人口の減少に大きな影響を与えています。10代～20代の転出超過は、進学や就職を機に転出する状況が多いことが推測され、その結果、年齢階級別の就業者数についても、若い世代の減少傾向が続いており、就業者全体の高齢化も進んでいます。また、若い世代の中でも、特に20代女性の転出超過の傾向は、出生数低下の一因になっていると考えられます。

将来人口の推計について、町独自で推計したものでは、2040年の総人口は、2010年から44.6%の減少となり、その中でも20～39歳の女性人口は62.2%の減少が見込まれており、その減少幅が特出しています。

以上のことから、本町は、人口減少の進行により、少子高齢化、若年世代の流出による就業人口の減少、経済規模の縮小へとつながっていき、更なる人口の減少を招く悪循環に陥る事態に直面しています。

#### 4-3 目標

人口の減少は出生数の減少（自然減）や、本町の基幹産業である農林業の担い手の減少、雇用の機会が減少したことで、若者が町外へ流出（社会減）したことなどが原因と考えられます。

これらの課題に対応するため、次の基本目標を掲げ、町民の結婚・妊娠・出産・子育ての希望の実現を図り自然増につなげます。また、移住を促進するとともに、安定した雇用の創出や地域を守り活性化するまちづくり等を通じて、社会減に歯止めをかけます。

- ・基本目標1 地域の基幹産業を守り育て、強化するとともに新たな産業と雇用の場をつくる

- ・基本目標 2 「びほろ」らしさを活かして、ひとを呼び込み・呼び戻す
- ・基本目標 3 このまちで出会い結婚し、子どもを生み育てたいという希望をかなえる
- ・基本目標 4 住み続けたいと思える生活環境を整える

### 【数値目標】

5-2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (2018年度)	目標値 (2024年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	新規求人数	1,197人	1,100人	基本目標 1
ア	200万円以上の給与収入者数	5,665人	5,600人	〃
イ	20代～40代の転出入者の差	▲47人	▲37人	基本目標 2
ウ	合計特殊出生率	1.36	1.70	基本目標 3
エ	「美幌町に住み続けたい」と 思う人の割合	76.5%	85%	基本目標 4
エ	人口	19,316人	18,368人	〃

## 5 地域再生を図るために行う事業

### 5-1 全体の概要

5-2のとおり。

### 5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【A2007】

#### ① 事業の名称

美幌町まち・ひと・しごと創生推進計画

- ア 地域の基幹産業を守り育て、強化するとともに新たな産業と雇用の場をつくる事業
- イ 「びほろ」らしさを活かして、ひとを呼び込み・呼び戻す事業
- ウ このまちで出会い結婚し、子どもを生み育てたいという希望をかなえる事業

エ 住み続けたいと思える生活環境を整える事業

## ② 事業の内容

### ア 地域の基幹産業を守り育て、強化するとともに新たな産業と雇用の場をつくる事業

美幌町の基幹産業である農林業においては、地域資源を改めて見つめ直し、付加価値向上、新商品開発化や産業間連携による地域経済の更なる活性化を目指します。また、観光業においては、女満別空港への距離や道東地区の交通の要衝であることなど当町の地理的優位性を活かし、今ある地域資源を起点として、更に新たな魅力づくりや滞在型観光など経済波及効果を求めた観光施策に取り組みます。これらの産業の強化を通して、新たな就業者の獲得と雇用を創出しするとともに雇用の安定化、地域経済の向上を図ります。同時に、意欲ある人材が美幌町において活躍できる環境整備に努めます。

#### 【具体的な取組】

- ・ 農業施設等整備事業
- ・ みらい農業センター農業振興事業 等

### イ 「びほろ」らしさを活かして、ひとを呼び込み・呼び戻す事業

美幌町における人口の社会増減は、ほとんどが北海道内の移動であり、その中でも30代までの人口移動が多い状況となっています。特に20代の転出入が多いため、この世代を中心とした定住促進を図ることで、社会減少が抑制され、その後の人口の自然増加につながるため、若年～子育て世代を中心とした定住促進策を推進します。

また、美幌町での暮らしやすさや魅力を全国各地に向けて発信し、新たな「ひと」の流れづくりを推進します。

さらに、基幹産業である農林業と自衛隊駐屯地を抱える美幌町は、その特長と基盤を活かし、企業及び政府関係機関の誘致に努めることにより、人口減少の抑制対策にあたります。

#### 【具体的な取組】

- ・ 移住促進事業

- ・みらい農業センター農家青年配偶者対策事業 等

## ウ このまちで出会い結婚し、子どもを生み育てたいという希望をかなえる事業

美幌町は全国・北海道に比べて高い合計特殊出生率を誇っていましたが、人口規模が長期的に維持される水準である 2.07 を大きく下回る状況が続いています。しかし、アンケート調査における希望する子どもの数は、平均して 2.5 人となっており、実態と希望が合っていない状況となっています。そのため、妊娠から出産、保育に至るまでの子育て環境の整備や、教育環境全般にわたる施策の充実を図ることによって、美幌町で子どもを生み育てたいという環境づくりに取り組みます。

また、結婚を望む男女の希望をかなえるため、出会いから結婚までのサポート体制を整えます。

### 【具体的な取組】

- ・みらい農業センター農家青年配偶者対策事業
- ・プレママサポート等事業 等

## エ 住み続けたいと思える生活環境を整える事業

美幌町が高い持続性・自立性をもって次世代につなげていくためには、住民にとって住み続けたいと思える生活環境が必要です。平成 30 年に実施した町民アンケートによると、年齢が下がるにつれて住みごこちの良さの割合が下がる傾向にありました。とくに 10 代～30 代までの若年層では 8 割を切る結果となっていることから、産官学等と若者が連携し、若者世代が将来を見据えた住みよいまちづくりを自ら考え、実践できる体制を整えます。

地域や未来を担う「人づくり」と経済活性化による「しごとづくり」を好循環させる「まちづくり」を推進し、美幌町が全ての住民にとって住みよいまちとなることを目指します。

### 【具体的な取組】

- ・教育振興事務
- ・起業家支援事業 等

なお、詳細は美幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（K P I））

4の数値目標に同じ。

④ 寄附の金額の目安

660,000千円（2020年度～2024年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（P D C Aサイクル）

毎年度7月に外部有識者による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。検証後速やかに美幌町公式WEBサイト上で公表する。

⑥ 事業実施期間

2020年4月1日から2025年3月31日まで

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

該当なし

6 計画期間

2020年4月1日から2025年3月31日まで